

志布志市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」

平成30年6月14日

令和3年6月22日

1 基本的な考え方

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号。以下「法」という。）の改正法が平成28年4月1日に施行され、農業委員会においては「農地等の利用の最適化の推進」が最も重要な業務として明確に位置付けられ、遊休農地の発生防止・解消、担い手への農地利用の集積・集約化及び新規参入の促進に積極的に取り組んでいく必要がある。

志布志市は、平地と中山間地域があり、それぞれの地域によって農地の利用状況や営農累計が異なっており、また、高齢化や農業従事者の減少、鳥獣被害による遊休農地等が懸念される中で、それぞれの地域の実態に応じた適切な取り組みを推進し、それに向けた対策の強化を図ることが求められている。

これらを踏まえた上で、地域の特性を考慮しながら活力ある農業・農村を築くため、農業委員と農地利用最適化推進委員（以下、「推進委員」という。）が連携し、農地等の利用の最適化が一体的に進んでいくよう、法7条第1項に基づく志布志市農業委員会の指針として、具体的な目標と推進方法を以下のとおり定める。

なお、この指針は「農林水産業・地域の活力創造プラン」（平成25年12月10日農林水産業・地域の活力創造本部決定）で「今後10年間で、担い手の農地利用が全農地の8割を占める農業構造の確立」を図るとされたことから、それに合わせて令和5年度を目標とし、農業委員及び推進委員の改選期である3年ごとに検証・見直しを行う。

また、単年度の具体的な活動については、「農業委員会事務の実施状況等の公表について」（平成28年3月4日付け27 経営第2993号農林水産省経営局農地政策課長通知）に基づく「目標及びその達成に向けた活動計画」のとおりとする。

2 遊休農地の発生防止・解消について

（1）遊休農地の解消目標

	管内農地面積 (A)	遊休農地面積 (B)	遊休農地の割合 (B/A)
現状 (平成29年3月)	6,833 ha	193 ha	2.83 %
3年後の目標 (令和2年3月) 実績	6,773 ha (6,824 ha)	133 ha (224 ha)	1.96 % (3.28 %)
目標 (令和5年3月)	6,713 ha	67 ha	0.99 %

※遊休農地の解消目標における管内農地面積は、活動計画、点検・評価を用いる。

(2) 遊休農地の発生防止・解消の具体的な推進方法

- ア 農業委員と推進委員が連携し、利用状況調査や利用意向調査、相談活動、地域活動等を踏まえ、農地の利用関係の調整を行う。
- イ 利用意向調査の結果を受け、農家の意向を踏まえた農地中間管理機構等への手続きを速やかに行う。
- ウ 農地パトロールと利用意向調査の結果は、速やかに「農地情報公開システム」に反映し公表の迅速化を図る。
- エ 農地パトロールについては、年間を通じて実施し、遊休農地等の早期発見、違反転用の発生防止・早期発見に努める。
- オ 地域の農業者の意見を集約し、遊休農地の発生防止・解消に努める。
- カ 農業委員会は、農業団体及び新規就農者や担い手が組織する団体等と協力し、遊休農地の発生防止・解消に努める。

(3) 非農地判断について

既に山林・原野化している農地については、非農地判断基準に基づき速やかに「非農地判断」を行い、守るべき農地を明確化する。

3 担い手への農地利用の集積・集約化について

(1) 担い手への農地利用の集積

	管内農地面積 (A)	集積面積 (B)	集積率 (B/A)
現状 (平成29年3月)	6,640 ha	4,554 ha	68.58 %
3年後の目標 (令和2年3月) 実績	6,580 ha (6,620 ha)	4,658 ha (3,796 ha)	70.79 % (57.34 %)
目標 (令和5年3月)	6,520 ha	5,220 ha	80.00 %

※担い手への農地利用の集積における管内農地面積は、耕地及び作付面積統計（国が実施する調査で農業者からの申出による耕作面積）における耕地面積。

(2) 担い手への農地利用の集積・集約に向けた具体的な推進方法

- ア 市及び農地中間管理機構との連携を強化し、高齢農業者の農地や貸付を希望する農地の情報、農地の出し手や受け手の情報について共有を図り、利用権設定や農地中間管理事業の活用などにより、担い手への農地利用の集積・集約を推進する。

- イ 意欲ある農業後継者、新規農業参入者及び退職帰農者等の担い手への利用集積・集約化を促進する。
- ウ 農地の利用権設定や農地中間管理事業の積極的な周知に努める。
- エ 地域の農業者の意見を集約し、担い手への農地利用の集積・集約に努める。
- オ 農業委員会は、農業団体及び新規就農者や担い手が組織する団体等と協力し、農地利用の集積・集約に努める。

(3) 農地の所有者等を確知することが出来ない農地について
農地の所有者等を確知することができない農地については、公示手続きを経て農地の有効利用に努める。

4 新規参入の促進について

(1) 新規参入の促進目標

	新規参入者数 新規参入者取得面積
現状 (平成29年3月)	21件 12.1 ha
3年後の目標 (令和2年3月)	36件 21.1 ha
実績	(25件、16.4ha)
目標 (令和5年3月)	51件 30.1 ha

※現状については、平成27年度から平成29年度までの新規参入経営体数（取得面積）とする。

(2) 新規参入の促進に向けた具体的な推進方法

- ア 市と連携して、国、県の支援制度や市の新規参入促進のための新規就農者奨励金制度などをはじめとした助成制度の周知に努め、新規参入の促進を図る。
- イ 農地中間管理機構等の関係機関・団体と連携し、管内農地の借入れ意向のある農業者及び参入希望者（法人を含む。）を把握し、様々な相談に応じるとともに、農地のあっせんに努めるなど積極的な支援を行う。
- ウ 地域の農業者の意見を集約し、新規参入の促進に努める。
- エ 農業委員及び推進委員は、参入希望者の支援に努める。
- オ 農業委員会は、農業団体及び新規就農者や担い手が組織する団体等と協力し、新規参入の促進に努める。